

## 医療法人は社員が重要！

医療法人の社員は、社員と言っても一般会社の従業員という意味の社員ではありません。医療法人の社員は社員総会の構成員であり、社員総会で 1 人 1 個の議決権をもち重要な議決をすることになります。その議決等に基づいて医療法人の業務執行をするのが理事会・理事であります。

よって、医療法人の社員総会で過半数の議決をすることが実質的に医療法人を運営することになります。

分院展開をしている医療法人においては、管理者が多くなるますので理事の数も多くなります。この場合に全ての理事を社員にすると社員総会の過半数の議決確保が難しくなる可能性がありますので注意が必要です。

社員としてだれが登録されているかは、社員名簿になりますので**社員名簿の整備**が重要です。

項目	社員	理事
選任（入社）	社員総会の承認	社員総会の決議
資格喪失（退社）	(1) 除名、死亡、退社 (2) 理事長への届出（やむを得ない理由あり）	(1) 任期満了 (2) 辞任 (3) 社員総会決議による解任
決議機関	社員総会 医療法人の重要事項の決定機関	理事会 医療法人の日常の業務運営をする機関
決議事項	(1) 定款の変更 (2) 基本財産の設定・処分 (3) 事業計画の決定・変更 (4) 予算・決算の決定・変更 (5) 重要な資産の処分 (6) 借入金額の最高限度の決定 (7) 社員の入社・除名 (8) 医療法人の解散 (9) 他の医療法人との合併、分割契約等	(1) 業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 理事長の選出-解職 (4) 重要な資産の処分・譲受の決定 (5) 多額の借財の決定 (6) 重要な役割を担う職員の選任・解任の決定 (7) 従たる事務所等の設置、変更、廃止の決定
決議の方法	社員の過半数の出席 出席社員の過半数で議決 社員は 1 個の議決権保有	理事の過半数の出席 出席理事の過半数で議決 理事は 1 個の議決権保有
出資の有無	必要無	必要無
他の役職との関係	社員は理事になる必要はない	管理者は理事であることが必要 理事長は理事の中から選出

# 歯科会計

## スタッフ採用アンケート報告

平成 30 年 5 月現在のスタッフ採用の状況について聞き取りアンケートにより **170 歯科診療所**から回答をいただきました。その中で、直近 2 年間に採用実績があった 129 診療所について求人媒体及び今後の求人希望をまとめました。

### 1. 求人媒体

求人媒体について、直近 2 年間に採用実績があった **129 診療所**と今後求人希望のある **67 診療所**について採用している求人媒体の状況をまとめました。(求人媒体については複数回答ありです)

求人媒体	129 診療所		67 診療所	
	採用診療所数	比率	採用診療所数	比率
グッピー	63	48.8%	40	59.7%
ハローワーク	39	30.2%	24	35.8%
とらばーゆ	37	28.7%	20	29.9%
タウンワーク	34	26.4%	20	29.9%
クオキャリア	18	14.0%	14	20.9%
ジョブメドレー	6	4.7%	4	6.0%
インディード	5	3.9%	3	4.5%
デンタルハッピー	4	3.1%	2	3.0%
アイデム	4	3.1%	3	4.5%
専門学校	4	3.1%	2	3.0%
その他	17	13.1%	3	4.5%

### 2. 今後の求人希望

今後求人希望のある 67 診療所について、募集職種人数を集計しました。 単位：人

募集職種	歯科医師	歯科衛生士	歯科助手	受付
募集人数合計	15.0	67.5	38.5	2.0
平均募集人数	0.22	1.01	0.57	0.02

### 歯科経営セミナーへの多数のご参加ありがとうございました

今回は、「売上アップの仕組みづくり」を基本テーマに平成 29 年歯科経営分析と特別講演として平野先生（医療法人社団湘仁会理事長）に「幸せ院長」をテーマにご講演をいただきました。

セミナーで使用したレジメ（各種歯科データ含む）を歯科会計のお客様にお送りいたしますので、ご参照下さい。また、セミナーを撮影した DVD をご希望の方に実費でお分けしています（5 千円）

昨年まで作成していた経営資料は、その一部をセミナーレジメとし、従来と同様の形式のものは橋本会計のホームページに歯科経営資料として掲載してあります。（閲覧はお客様限定）

# ドクター会計

## 2018年IT導入補助金（二次公募）

2017年もありましたIT導入補助金ですが、2018年は予算5倍（100億円から500億円）と、その規模が拡大され募集が行われています。一次公募はすでに締め切られましたが、現在は二次公募が始まっていますので、ご利用をお考えの先生はご検討ください。

### 2017年と2018年との比較

	2017年	2018年
所轄官庁	経済産業省	経済産業省
対象者	中小企業、小規模事業者 (医療法人、個人診療所ともに対象)	中小企業、小規模事業者 (医療法人、個人診療所ともに対象)
補助対象	IT導入支援者によってあらかじめ登録されたITツール（レセコン、電子カルテ、予約ソフト、ホームページ等）	IT導入支援者によってあらかじめ登録されたITツール（レセコン、電子カルテ、予約ソフト、ホームページ等）
交付申請期間	一次公募：2017年1月27日～2月28日 二次公募：2017年3月31日～6月30日	一次公募：2018年4月20日～6月7日 二次公募：2018年6月20日～8月3日 三次公募：8月中旬～（予定）
補助額	20万円～100万円	<u>15万円～50万円</u>
補助率	2/3以内	<u>1/2以内</u>

予算総額が増加した一方、補助額と補助率は下がっています。今年はより多くの事業者に補助金を利用してもらいたいという傾向が見受けられますので、申請を予定している事業者の方にはチャンスといえます。

なお、昨年同様以下の点にご注意ください。

- ・導入希望のITツールがIT補助金の対象かどうかご確認ください。
- ・申請はIT導入支援事業者（メーカー）が行いますが、書類の作成等に対応していないIT支援事業者もあります。その場合は申請書類作成を代行している専門家をご紹介します。（費用発生）
- ・交付決定前に契約・導入された経費は補助対象となりません。

# 医療承継

## 小規模宅地等の特例③（特定居住用宅地③）

相続税の土地の評価にかかる小規模宅地等の特例の中で、今回は二世帯住宅に関する特定居住用宅地について解説しましたが、今回は老人ホームに入居していた中で亡くなった場合にもとの自宅の土地に対する特定居住用宅地の特例の取り扱いについて解説します。平成 25 年度税制改正により、適用が認められる要件がより簡素化明確化されました。

<平成 26 年 1 月 1 日以前に亡くなった場合>

特別養護老人ホームや老人病院は入院扱いとみなされ特例適用は認められたが、その他の有料老人ホームに入所している場合は老人ホームが自宅扱いとされ特例の適用は受けられませんでした。



<平成 26 年 1 月 1 日以降に亡くなった場合>

今まで認められていなかった有料老人ホームに入居していたケースでも、以下の要件を満たせば自宅は旧自宅であるとみなされて特例の適用が可能になりました。

### (要件)

- ①亡くなった時点で介護保険法等に規定する要介護認定等を受けていたこと
- ②老人福祉法等に規定する特別養護老人ホーム等に入居していたこと（無届施設は×）
- ③施設入居後に自宅を事業の用又は被相続人等以外の居住の用に供していないこと

※①の要介護認定は亡くなる直前において受けていればよく、老人ホーム入居時点で要介護状態である必要はありません。

<老人ホームに入居している場合に特例の適用が認められる例>

例えば下記のケースで特例の適用が認められ自宅の土地に 80%減額がとれます。

- ・老人ホーム入居直前に同居親族がおり、その同居親族が相続発生まで居住を継続しこれを相続した場合
- ・老人ホーム入居後に相続開始時点までずっと空き家になっており、いわゆる「家なき子」の要件を満たす相続人が相続した場合
- ・老人ホーム入居後の空き家に生計一親族が入居しその生計一親族が相続した場合